

奈良産業保健総合支援センター ソーシャルメディア業務利用運用方針

- 投稿内容

奈良産業保健総合支援センター（以下、「当センター」）では、産業保健スタッフや事業主の方々に対し、産業保健に関する専門的かつ実践的な研修の情報を YouTube にて、随時発信していきます。

- 利用するソーシャルメディアの種類

YouTube

URL : https://www.youtube.com/channel/UCPB2yG7pHuyX_8ndHozNB5A

- 公式アカウント名

奈良産業保健総合支援センターYouTube チャンネル

※当センターが公式に業務利用するソーシャルメディアは、このページに記載のあるものに限ります。名称や内容が類似するものであっても、このページに記載されていないものは当センターが運用しているものではなく、その内容については責任を負いかねます。ご注意ください。

- 発信者

奈良産業保健総合支援センター

- 注意事項

アカウントへのコメントは原則として受け付けておりません。発信内容へのご意見・お問い合わせは当センターホームページの「お問い合わせ」において受け付けています。

- ソーシャルメディアでの情報発信について

当センターが業務利用するソーシャルメディア上では、主任管理責任者の承認を得て、管理責任者のみが公式見解の情報発信（以下、「発信」という。）を行うものとします。当センター関係者による発信であっても、公式アカウント以外のソーシャルメディアでの発信は、当センターの公式見解を表すものではありません。

- 基本的遵守事項

当センターでは、ソーシャルメディアを業務利用するにあたり、以下の事項を遵守します。

- 法令やルールを理解し、遵守します。
- ソーシャルメディア上の議論を操作することを目的とした行為は行いません。真摯で誠意ある対応をし、虚偽の発信は行いません。
- 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意します。
- 基本的人権やプライバシー権、著作権など、他者の権利を侵害しないよう十分に配慮します。情報発信にあたり、第三者の了承が必要な場合は、事前に関係者の承諾を得ます。
- ソーシャルメディア上での議論に耳を傾け、当センターに対する意見を真摯に受け止めます。議論に関して公式見解を出す必要がある場合は、管理責任者にて対応いたします。

● 利用者の皆さんへ

利用者の皆さんにも、以下の事項に留意の上、当センターのソーシャルメディアをご利用いただきますようお願いいたします。

- 当センターの公式アカウントから発信されるコンテンツの著作権（もしくは知的財産権）は、特に記載されているもの以外は、全て当センターに帰属しています。
- 当センターの公式アカウントの発信内容の使用、引用等を行なう場合には、可能な限り、情報の出典を明らかにしてください。
- 当センターの公式アカウントのリンク先の情報の著作権については、リンク先サイトの規約等が適用されます。リンク先が当センターのホームページの場合は、当センターのサイトポリシーが適用されます。
- 当センターの公式アカウントの内容の正確性、運用上のセキュリティの確保等には細心の注意を払っておりますが、コンテンツの誤り、第三者による人為的改ざん等が発生する可能性を全て排除することを保証するものではなく、当センターは、利用者が当センターの公式アカウントおよびそのアカウントから発信された情報を利用することによって生じるいかなる損害についても責任を負うものではありません。
- 当センターのアカウントの発信内容には、利用者の便宜のため、当センターの責任の及ばない第三者が提示したコンテンツ、リンク、及びその他の情報が含まれることがあります。これらの利用により生じた一切の損害（直接的、間接的を問わず）について、当センターは責任を負うものではありません。
- 当センターの公式アカウントは、予告なしにサービス内容・形式の変更、一部又は全部の機能の提供を停止または終了を行なうことがあります。
- 当センターは、当センターの公式アカウントの変更、停止および終了に関するいかなる責任も負いません。
- 上記のほか、YouTube に関連して生じたいかなる損害についても、当センターは一切の責任を負いません。

また、大勢の方に当センターのソーシャルメディアを快適に利用していただくため、次に掲げることは禁止させていただきます。

- 他者を侮辱する言い方、発信内容
- 人種、思想、信条等について差別する発信、または差別を助長するような発信
- 違法もしくは不当な発信、またはそれらの行為をあおるような発信
- 当センターまたは他の閲覧者に損害を与えるようなサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報を発信すること。
- 公序良俗に反する情報を発信すること。

制定日：令和3年6月18日